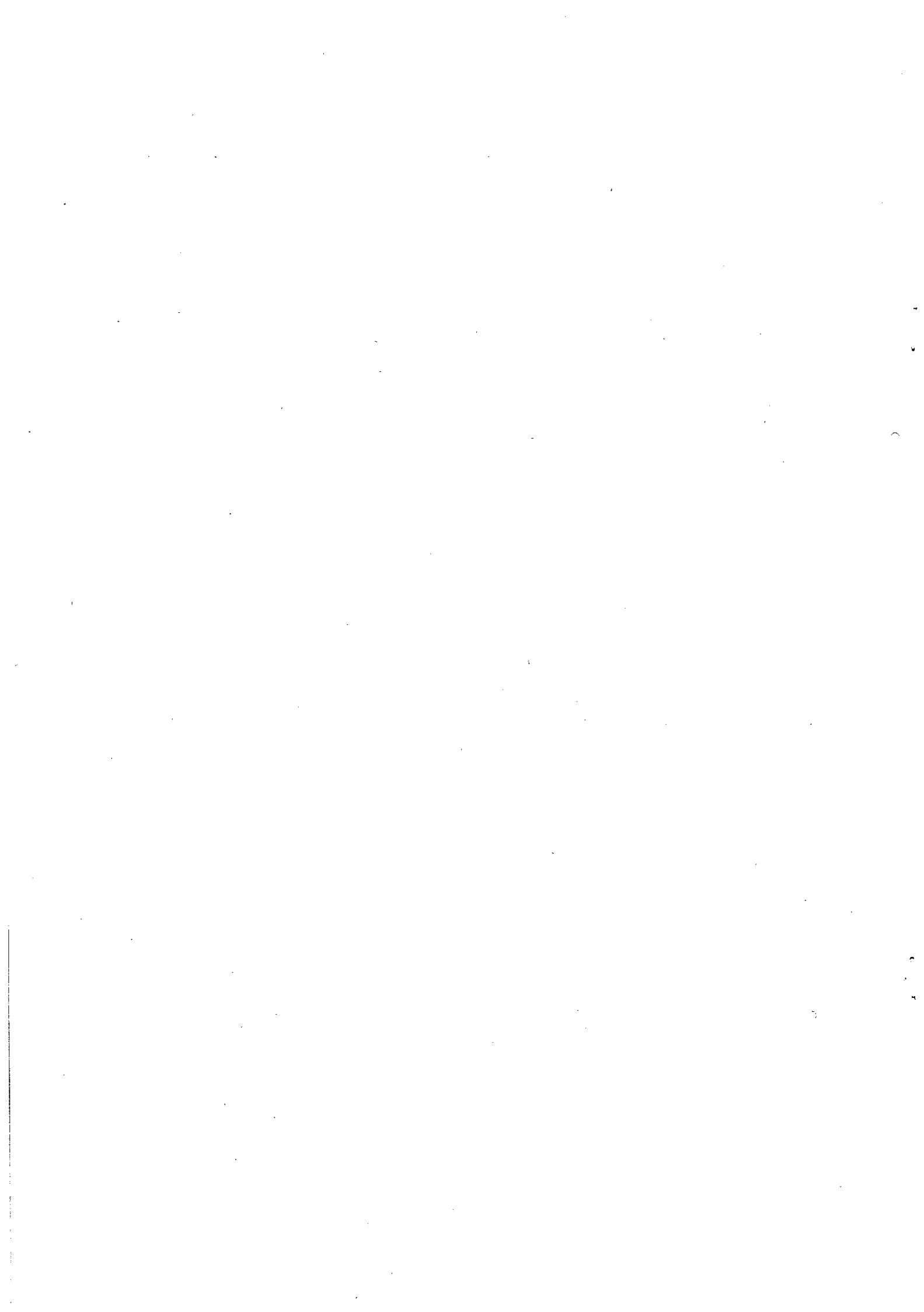


建議回答書

平成 25 年 4 月 25 日

高知市

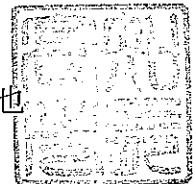


25 農水 第 108 号
平成 25 年 4 月 25 日

高知市農業委員会

会長 門田博文様

高知市長 岡崎誠也



平成 25 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議（回答）

平成 24 年 10 月 26 日付け建議においては、農業施策の振興、地場産品活用と食育体験学習の推進、有害鳥獣の駆除及び被害防除対策、農業用水の確保・排水対策等について、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。

農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日頃からご尽力されておりまことに深く感謝を申し上げます。

さて、政府においては農林水産業に多大な影響を及ぼすとされている TPP 交渉への参加を表明し、今後は関係国との協議を進めていくとされています。TPP 参加にあたりましては、これまで日本農業や食の安全・安心などに甚大な影響を及ぼすことが懸念されていることから、今後も十分な情報開示のもと国民的議論を踏まえ慎重に検討されるべきであり、国民の十分な理解を得ないまま参加することは断固反対してまいらなければならないと考えています。

また、今日の農業を取り巻く情勢につきましては農産物価格の低迷や生産資材や燃油価格の高騰、担い手不足による耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え大変厳しい状況にあります。

こうした中、本市では、自主・自立に基づく真に豊かな市民生活の創造と持続的な発展を目指し策定しております「2011 高知市総合計画」を着実に実行していくとともに、第 2 期に差し掛かりました「高知県産業振興計画」とも連携を図りながら、本市農業の発展のための取組みを進めてまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願ひいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

建議事項

1 農業施策の振興について

高知市は県下一の農業算出額を誇る状況にはありますが、農業を取り巻く環境は、TPP加入問題や農産物価格の低迷、農業資材高騰等により以前にも増して厳しい状況にあります。

生産者の高齢化により労力の省力化が大切であり、農業機械の共同購入補助事業の拡大や、適用範囲の広い農薬の開発を関係機関へ働きかけるよう要請します。

また、農業者の所得向上や競争力のある農家の育成を図るため、現在取り組んでおります「マッチング事業」をより一層推進することにより、農業者所得向上に繋がる六次産品の創造等、新商品づくりを産官学が連携して取り組んでください。

そして、地域の将来設計図であります「人・農地プラン」作成に積極的に取り組み、新規就農者や担い手農家の拡大を図ってください。

(回答)

農業の生産現場では、農業従事者の高齢化や生産コストの上昇等により、個々の農家の取り組みだけで維持していくことが、困難な状況となってきたため、地域での取り組みである集落営農の活動が大変重要な要素となっています。

本市には中山間部から平坦部まで多くの集落が存在しており、その地域の特徴に応じた集落営農を推進するとともに、国・県等の事業を活用し共同利用機械の整備、導入支援を図ってまいります。

次に、農薬の適用範囲に関しましては、これまで県においては農薬登録に必要な試験データを農薬開発メーカーに提供することなど、適用範囲の広い農薬の開発に向けての支援を行っており、今後も農業者の要望に沿った農薬の開発及び適用範囲拡大に向けて県を通じた働きかけを行ってまいります。

平成22年度から実施している「農商工連携マッチングセミナー」につきましては、この3年間で延べ199事業者235名の農商工関連事業者の方々にご参加いただき、各事業者が持つ強み弱みを互いに出し合うことによって、地域農産物の販路拡大や新たな加工品の開発が行われるなど、取り組みの成果が現われてきております。昨年度におきましては、各事業者が連携することで生まれた商品を競い合う「第1回コラボグランプリ2012高知大会」が開催されました。

今後も農商工連携に向けた活動を支援し、農業者の所得向上につなげてまいりたいと考えます。

次に「人・農地プラン」の作成ですが、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により将来の展望が描けない集落・地域が増えています。本市におきましてもこのような集落・地域において、地域での話し合いをもとに、今後の地域農業あり方や地域の中心となる経営体、育成すべき青年就農者等が位置づけされた「人・農地プラン」の作成に現在取り組んでおります。

今後は、作成作業をさらに加速化させる必要があることから、農業委員の皆様や関係機関・団体との連携のもと、地域農業の実情に精通するJAとの連携を深め、平成25年度におきましては全市域でプランの策定ができるよう取り組みを進めてまいります。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子ども達の食への関心を高めるとともに、農業への理解を深め、地域の食文化を考える良い機会となり、将来に役立つ事は必至であります。関係機関とのネットワークを強化するとともに、高知市産食材の調達環境を整備し、活用率を向上させてください。

また、食育体験学習の充実には、全小学校において、JA（高知市、高知春野）や、地域の生産者、流通団体等との連携が大切であり、高知市教育委員会として、十分な予算を確保のうえ、教職員の積極的参画により、食育体験が実施できるように取り組んでください。

（回 答）

本市の学校給食における地産地消の推進につきましては、地域食材の使用割合目標を重量ベースで、平成24年度末60.0%，平成25年度末62.6%以上、平成26年度末65%以上と設定し、高知市学校給食地場産品活用促進協議会や学校給食地場産品活用モデル地区などにおいて地域食材の更なる活用に向けた協議を重ねております。

平成24年度における地域食材使用率は、64.5%であり、平成25年度末の目標である62.6%以上を達成しました。

平成24年度には、初月地区で生産された食材の使用についてJA高知市、生産者の方との協議を進め、平成25年度の調達に向けて最終の調整を行っております。

また、JA高知市との連携の下、献立作成者となる栄養教諭、学校栄

養職員に対する学校給食使用食材の情報提供や流通の円滑化を目的とした高知市学校給食ネットワーク会議を平成23年度に引き続き開催し、学期に一回の自由献立の日の地域食材使用率は、1学期平均が、県内産率が43%，市内産率が18%になっています。

また、地場産品の学校給食への活用促進に向けた新たな取り組みとして、学校給食用食材の生産を行う市内農家で組織された生産者組織等に対し、その生産経費の一部を支援する施策を本年度モデル的に実施することとしております。

食育体験学習については、各小学校において、米やきゅうり、大根、ジャガイモ、さつまいも、オクラ、大豆等の栽培体験をはじめ、地域食材や栽培した野菜等を使った漬物づくりや味噌づくり、パンづくり、サンドウィッチづくり、カツオのたたきづくり等を実施しました。初月小学校では、地域の生産者の方の協力を得て、食物残渣を堆肥にし、それを使って栽培し収穫した野菜を販売するとともに、学校給食の食材としても活用する「循環型農業体験学習」も行われました。

このように、食育体験学習においては、食物を大事にする心、生産者の方に感謝をする心の醸成、食文化の伝承等、学習の目標・目的を持たせ、また、体験学習の内容を他の教科と連携させるなど、より教育的効果を向上させようと取り組みました。

平成25年度も引き続き地産地消の推進、食育の充実を図るべく、小中学校食育・地場産品活用推進事業に取り組んで参ります。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年高知市のみならず、全国的にも有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。高知市では市内の被害調査を実施されているようですが、調査内容から考えられる課題等早急に整理し、被害対策を講じてください。

また、高齢化や狩猟免許の取得及び更新に個人負担の費用がかかることから、狩猟免許保持者が減少しているのが現状です。農産物を守るための有害鳥獣駆除を目的とする狩猟免許取得者に限定し、補助金による個人負担の軽減等の支援を行なってください。

そして、所有地内であれば農家自身が狩猟免許を持たなくても、農地や農作物を守るために有害鳥獣を捕獲できるよう見直しがなされようとしており、また一部条件付きで見直しもされており、その具体的な内容を周知徹底してください。

特に有害鳥獣捕獲報奨金制度において、対象鳥獣の拡大（サル、シカ、カラス）や報償金額（イノシシ）の増額を要望します。

サルについては、電気柵と進入防止柵の併用等は効果があるようですので、「高知市鳥獣被害対策協議会」で購入する等の被害対策に取り組んでください。

(回 答)

近年の野生鳥獣による農作物等への被害は深刻化、広域化しており中山間地域だけにとどまらず、平野部にも被害が広まってきており大きな課題となってきております。

平成 23 年度に実施した農作物等被害調査結果などを踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする「第 2 次高知市鳥獣被害防止計画」を策定し、この計画に対象鳥獣として新たにサルを追加とともに、計画に沿った事業を実施し、被害防止対策を講じております。

次に、これまでに建設等でご提案のあつている狩猟者への補助がありますが、他市町村の状況なども調査検討したなかで、これまでに有害鳥獣の捕獲に参加実績のある者を対象として、狩猟者としての資格を維持するための経費の一部（狩猟者登録手数料 1,800 円/猟具種の 1/2）を補助する制度を新たに創設し、支援を行うことといたしました。

また、狩猟免許を持たない農家が所有地内において有害鳥獣を捕獲できることについてですが、高知県が平成 24 年 4 月に策定しました「第 11 次高知県鳥獣保護事業計画書」の規定によると、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いて鳥獣を捕獲す

る場合、かつ、捕獲した個体の適切な処分が行えると認められる場合にのみ市町村の鳥獣捕獲許可を得て捕獲を行うことが可能となりました。

しかしながら、捕獲にあたっては、一般的にエサにより鳥獣を誘引して捕獲するため、自己や隣接する農地の農業被害を助長したり、捕獲した個体の処分において危険が伴うことも想定され、高知県におきましてもその周知については慎重を期しておりますが、本市といたしましても懸念される事項が一定排除できると判断されるまでは周知する段階にないものと考えております。

次に、有害鳥獣捕獲報償金制度の拡充につきましては、新たにサルを対象鳥獣として加え、本年度より1頭あたり20,000円の捕獲報償金を新設し取り組むことといたしております。また、報償金の増額要望がありましたイノシシにつきましては、本年3月に国において創設されました「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」を導入するなかで捕獲に係る必要経費の支援を行ってまいりたいと考えています。

最後にサルからの農作物防護に係る電気柵と進入防止柵の併用についてであります。その効果や整備費用、受益者負担の問題など課題も多いことから導入支援にまでは至っておりません。しかしながら、JA高知市ではサルの被害の多い、鏡地域においてサルの鳥獣対策研修会の開催や、全国的に効果がみられ高齢者でも簡単に組み立てられるサル用の防護柵「猿落君」を数カ所のモデルほ場で設置し、サルの被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えています。

これらの対策の検証も踏まえながら、今後も関係機関と連携し、被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい環境整備、とりわけ良質な農業用水の確保と排水対策は重要です。

農業用水の確保の点では、中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。

東部地域においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が求められています。

また、長浜地域でも、下水道工事による地下水の枯渇が引き続き心配されることから、その対策として森林（天甫寺山）の確保によって地下水を維持する必要性も指摘されています。

農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地の排水対策が 20 年来の課題となっており、その対応が急がれています。

また、春野地域における新川川本線や支線（北山川）の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備促進を求める地元の声が高まっています。

高知市は、第 11 次高知市農業基本計画で「大地の恵みを活かした都市と共に栄する農業」を基本方針に掲げています。農地を守るという観点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を強く求めます。

（回 答）

農業用水の確保につきましては、地域毎の地形や水利条件等の特性に応じた対応策を講じる必要があり、中山間部では、配水管の支給による用水の確保を行い、東部地域などの地下水が塩水化しつつある地域では、用水路流末での揚水ポンプ等による配水施設の整備を実施するなど、これからも地元の皆様方のご意見やご提案などをいただきながら、地域の課題に対応した方策を講じてまいります。

また、東部地域における湛水防除対策については、排水施設の老朽化等から、平成 19 年度から 22 年度にかけて国庫補助事業の導入に向けた「東部地区湛水防除計画策定調査」を実施いたしましたが、事業採択要件である費用対効果が見込めないことから、断念せざるを得ない結果となりましたが、現在、各機場の建設当初の排水能力への回復と施設全体の延命化を目的とする農業水利施設保全合理化事業を実施することとし、平成 25 年度には事業計画策定を行い早期の事業化に取り組んでまいりました。

いと考えております。

次に、新川川及び新川川支線等の維持管理、拡幅整備につきましては、管理者である高知県（高知土木事務所）から、「河道断面内にある樹木については、治水上の観点から必要箇所について適宜伐採を行っておりますが、管理道、管理法面の除草、草刈については、地域の環境整備の観点から地域の方々との協力の下行っていきたいと考えております。また、河川堆積土砂の浚渫については、河川巡視や地元の皆様からの連絡により、治水上問題のある箇所については、浚渫を行っていきます。さらに、拡幅整備など、新川川の改修事業につきましては、河川整備計画に位置付けられている箇所で、まだ未整備箇所について現在継続的に整備を進めています。財政の問題もあり具体的な年次計画を提示することは困難ですが、事業の必要性は十分に認識しております、今後とも予算要望を行っていきます。」との回答をいただいております。

新川川及び新川川支線の拡幅整備につきましては、本市といたしましても重要課題と捉えており、河川の維持管理とともに、今後も引き続き県と調整を図りながら要望してまいります。

また、長浜地区の地下水の枯渇への心配につきましては、長浜雨水幹線管渠築造工事にあたり、平成 17 年度の事前調査より今までの地下水の水位や塩分濃度等を継続的に観測し、工事による影響がないことをご報告させていただいているところであります。

この工事は、平成 25 年 2 月をもって一定の整備を終えておりますが、今後も一定の期間調査を継続し、経過を観察してまいりたいと考えております。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内農地は、地域の自然環境維持や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は、農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し、農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、価格（表価額）、課税標準額を見直し、これ以上の負担調整率の引き上げを中止し、固定資産税の軽減を図るよう要望します。

(回 答)

農業の有益性や農業をめぐる厳しい状況については十分に理解できるところではありますが、固定資産税は、財産を所有しているという事実に着目して課される税であり、その評価は総務大臣が定める「固定資産評価基準」により、現況地目ごとにその価格を決定し、その価格を基にして課税額を決定しています。

その中で、市街化区域内の農地の課税につきましては、平成15年の税制改正で課税標準額を3分の1とする特例措置が適用になっており、一定の税負担調整措置がなされているところです。

また、近年の地価下落につきましては毎年市内全域の見直しを行っており、下がっている地域は評価額の引き下げを行っていますが、地域により違いがあるのが現状です。

このような状況の中で、これからも税額が上昇する地域の農地だけ負担調整率の引き上げを中止することは制度上困難です。

ただ、この問題は首都圏でも大きな問題となっており、全国市長会の中でも都市農業を守るという委員会が設置され論議されていますので、今後それらの市町村とも情報交換を行い、国に働きかけていきたいと考えています。

2 石灰鉱山採掘跡池の塩水化対策について

稻生の石灰鉱山採掘跡池から塩水が再度湧水した場合、介良・五台山地区において、農作物被害が甚大であり、今後の農業経営が危惧されるところです。

地元と企業による協議は、進展が見えず7年が経過しました。また、平成23年8月末に設置された「稻生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水対策連絡協議会」の具体的進展がみられません。つきましては、市が企業と直接協議し、「塩水湧水対策に対する確認書」の取り交わしを行ない、早急に抜本対策を講じるよう要望します。

(回 答)

平成18年7月に稻生石灰鉱山採掘跡池を発生源とする塩水湧水被害が介良・五台山地区に発生したことを受け、その対応策について関係者間での協議を重ね、平成23年8月に、石灰鉱山採掘跡池からの塩水湧水による農業被害を未然に防止することを目的とする「稻生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水対策連絡協議会」を発足し、関係土地改良区、農業委員さらには関係企業2社との協議を継続してまいりました。

この度、塩水湧水対策に関する基本事項について、関係者相互の同意が得られたことにより平成25年4月19日に「稻生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水対策に関する基本確認書」の取り交わしを行ったところです。

今後は、基本確認書に基づき関係者と連携しながら塩水湧水防止対策に取り組んでまいります。

3 竹林対策及び竹バイオマス事業について

竹の被害につきましては、年々広がっていることから深刻な問題となっています。個人や地域での防除対策に対し、新たな補助金制度の導入や、被害防止対策に早急に取り組んでください。最近では、菌床での利用も考案され、また、土壤改良の効果や生活場面においても、様々な効果のある竹や竹製品にする等の利活用を推進してください。

市の施策であるバイオマスマウン構想の具体化に向け、産・学の協力も得て、一日も早い実現を要望します。

(回 答)

竹による被害防止の対策といたしましては、ひとつには竹の除伐を促進する点が挙げられます。本市独自の制度の創設が難しいなかで、人工林内の竹の除伐を対象とするメニューのある造林補助事業を活用し、負担の軽減を図る方法が考えられます。

次に、竹の利活用では、現在高知市内の企業が県産竹材を用いた製品の製造を行っており、今後も事業の拡大が予定されているとお聞きしております。本市といたしましても、雇用の拡大や地域経済の活性化が期待されることから、第2期高知県産業振興計画高知市地域アクションプランへ登載し支援を行っていくこととしておりまして、このことが結果として竹林の有効利用につながっていくものと考えています。

また、今後のバイオマス構想については、国・県の施策の動向を踏まえ、木質バイオマスの活用の観点も含め検討を重ねてまいりたいと考えております。

4 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区的地形は複雑で、降雨の際は小松沼が遊水池となり、太平洋に流れ出すようになっています。現在、小松沼には排水ポンプが設置されていますが、排水能力が低く、周辺住民は常に浸水の不安にさらされています。またこの小松沼は護岸工事もされないまま、複数企業の土砂の排出・堆積場所となり、沼そのものの機能が失われてきています。

この小松沼内には、市の公有財産である水路もあり、財産・機能管理者として、位置及び幅員を早急に確定し、機能の維持向上を図るとともに、周辺住民が安心して暮らせるよう、抜本的な対策を講じるよう要望します。

(回 答)

小松沼内の水路につきましては、平成24年9月に隣接地権者と立会を行い、行政財産たる法定外公共物（青線＝水路）の箇所は、官民境界について合意に達しておりますが、その位置及び幅員について確認ができておりますが、この法定外公共物に続く県道北側の現況水路部分（登記簿上「池沼」の一部で普通財産）は境界主張が隣接地権者と異なっており、合意に至っておりません。

また、湛水防除事業により整備された仁ノ排水機場につきましては、昭和59年の建設以来30年近くが経過し、老朽化が進行していることから、平成22年度から県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に着手し、排水施設の機能の延命化に取り組んでおり、平成25年度末には事業完了となる見込みです。

しかしながら、この30年間における流域内と堤外の地形や土地利用の大きな変化などから、湛水被害の増大が懸念されていますことから、当地区の排水対策についての調査検討をしているところであります。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食糧自給率の向上について

2010年3月、国策定の食糧・農業・農村基本計画では、供給熱量ベースの総合食料自給率を2020年までに50%に引き上げることになっています。しかし現実は、1998年以来ほぼ40%のまま推移し、2010年以降は39%とわずかながら低下しています。

国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には93億人に達するという世界的食糧危機が叫ばれる一方、異常気象による干ばつ等は、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国に深刻な被害を起こしています。このため、生産・輸出国は国内供給の確保を優先化させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化する中、現在予断を許さない状況であるTPP参加ともなれば、日本の農業は致命的・壊滅的となり、世界の食料争奪戦の危惧がますます深まってまいります。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、国内農業の立て直しに総力をあげて取り組むよう要望します。

(回 答)

政府は農林水産業に多大な影響を及ぼすとされているTPP交渉への参加を表明し取り組みを進めていますが、TPPに参加した場合、我が国の食料の安定供給や農林水産業への影響は図り知れません。日本の経営耕地面積は、米国や豪州などと比較できない程に狭く、日本の農業の4割を占める中山間地域では、急傾斜地が多く経営規模を拡大しても生産性の向上は難しく、諸外国との競争にさらされた場合には農村社会の維持さえも困難になる可能性があります。

これらのことから、有効な農業施策に取り組み、食料国内供給力の飛躍的向上を図り、国内農業の立て直しに総力をあげた取り組みを国に要望するため、高知県市長会に議案として提出し国・県へ働きかけてまいります。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助するという他の年金制度にはないメリットがあります。しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれていません。将来、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象者となるよう引き続き国への働きかけを要望します。

(回 答)

農業者年金制度の保険料補助については、家族経営協定を締結し経営に参画している後継者の配偶者へも対象拡大することは、昨年度も高知県市長会を通じて要望を行い、平成24年6月全国市長会議において、農業の振興に関する提言の一部として決定され、関係府省庁等に提出されています。本年度も制度の実現に向けて、引き続き高知県市長会に議案として提出し国・県に働きかけてまいります。

3 農業委員会への交付金拡充等について

昨年7月の高知市農業委員会と春野地区農業委員会の統合や、農地法一部改正に伴う業務量の増加および農地法3条許可（知事許可分）の権限移譲、また、人・農地プランへの参画等、農業委員会としての役割が質・量ともに増大しました。

適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、農業委員会事務局体制と農業委員会交付金の拡充を国・県へ働きかけるよう要望します。

(回 答)

農地法の一部改正等に伴う業務量の増大に対応する事務局体制につきましては、農業委員会事務局と協議を進めたうえで業務量の適正な把握に努め、体制等について適正な人員配置を検討してまいります。

また、適正な法令事務の執行等の実効性を確保するために必要な農業委員会交付金の拡充につきましては、今後も高知県市長会等を通じまして国・県に働きかけてまいります。